

第1回鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、  
情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会

1 日 時 令和6年9月9日（金）17時30分～18時55分

2 場 所 鳥取労働局 4階大会議室

3 出席者

【委員】

公益代表委員 石川委員、佐藤委員、中野委員

労働者代表委員 河村委員、内藤委員、森本委員

使用者代表委員 田中委員、谷口委員、西村委員

【事務局】

鳥取労働局 前田労働基準部長、中塚賃金室長

市村賃金室長補佐 久保田賃金指導官

4 議 事

(1) 部会長・部会長代理の選出

(2) 鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業  
最低賃金専門部会の運営について

(3) 鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業  
最低賃金に係る改正決定の必要性の審議について

(4) その他

5 資料目次

(1) 鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業  
最低賃金専門部会委員名簿

(2) 鳥取地方最低賃金審議会運営規程

(3) 鳥取地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程

(4) 鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

最低賃金の改正決定申出書（写）

- (5) 鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）（写）
- (6) 鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金適用事業場数・労働者数
- (7) 年度別最低賃金改正一覧表
- (8) リーフレット「鳥取県の最低賃金」（鳥取労働局作成）
- (9) 電気機械器具製造業等最低賃金全国設定状況
- (10) 消費者物価指数（全国・中国地方県庁所在地別総合指数、鳥取市10大費目指数、鳥取市時系列リスト、消費者物価指数の推移（鳥取市・全国））
- (11) 毎月勤労統計調査（全国・鳥取県）
- (12) 鳥取県内の雇用情勢（令和6年7月分）
- (13) 最近の雇用失業情勢（令和6年7月）
- (14) 鳥取県の経済動向（鳥取県）（令和6年9月）
- (15) 鳥取県内の経済情勢（財務省中国財務局鳥取財務事務所）（令和6年7月）
- (16) 鳥取県の経済動向（R6.3～R6.9）鳥取県内の経済情勢（R6.4、R6.7）
- (17) 鳥取県企業経営者見通し調査（鳥取県）（令和6年第3回）

## 6 議事内容

○市村賃金室長補佐　ただ今から第1回鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。本日は、お忙しい中を御出席いただきありがとうございます。

本日の委員の出席状況ですが、使用者を代表する田中委員から少し遅れるという連絡を頂いております。現時点で、9名の委員のうち8名の御出席を頂いております。

最低賃金審議会令第6条第6項の規定に基づく定足数を満たしており、本専門部会が有効に成立していることを御報告いたします。

また、本日の専門部会は、傍聴希望の申出はありませんでした。

本日は、第1回目の専門部会になりますので、部会長及び部会長代理が、選出されるまでの間、事務局で議事を進行させていただきます。なお、各委員の紹介をさせていただきたいのですが、時間の関係もありますので、各委員につきましては資料ナンバー1の委

員名簿にて御確認をお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

議事1の部会長及び部会長代理の選出につきましては、最低賃金法第25条第4項の規定によりまして、部会長及び部会長代理は公益を代表する委員のうちから委員が選挙することとされております。選挙の方法につきましては、慣例により委員から推薦していただき、全ての委員の同意をもって決定しており、本年も同様の方法で進めたいと考えておりますが、皆様よろしいでしょうか。

(異議なし)

○市村賃金室長補佐 ありがとうございます。それでは、部会長及び部会長代理について御推薦いただけますでしょうか。

○石川委員 昨年度に引き続き、部会長に佐藤委員、部会長代理に中野委員が適任と考えて推薦いたします。

○市村賃金室長補佐 部会長に佐藤委員、部会長代理に中野委員を推薦いただきましたが、御異議なければ御承認いただいたということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○市村賃金室長補佐 ありがとうございます。全員の承認をいただきましたので、佐藤委員に部会長を、中野委員に部会長代理をお願いいたします。それでは、佐藤部会長、中野部会長代理に御挨拶をいただきます。よろしくをお願いいたします。

○佐藤部会長 こんにちは。御推薦、御承認いただき、本年度も部会長を務めさせていただきます佐藤です。よろしくをお願いいたします。

○中野部会長代理 昨年に引き続き、部会長代理を務めさせていただきます中野です。どうぞよろしくをお願いいたします。

○市村賃金室長補佐 それでは、佐藤部会長、この後の議事進行につきまして、よろしくをお願いいたします。

○佐藤部会長 では、次第に従って進めていきたいと思っております。議事の1番目につきましては、ただ今終わりましたので、議事の2番目です。

鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会の運営について、事務局から審議会及び議事録の公開、議事録の確認等について説明をお願いいたします。

○市村賃金室長補佐 専門部会及び議事録の公開、議事録の確認等につきましては、本審

議会と同様に、専門部会は公開し、議事録も個人・団体名などの個人情報に係るものを除き公開の取扱いとし、議事録の確認及び確認委員に関しては部会長及び部会長が指名した委員2名に確認していただくことでよろしいか、御確認をお願いいたします。

○佐藤部会長 事務局から説明をいただきましたけれども、この説明について何か御意見、御質問などありましたらお願いします。

特にないということなので、例年どおり、本審と同様の取扱いといたしますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

(異議なし)

○佐藤部会長 それでは、本審と同様の取扱いとします。

議事録の確認につきましては、労働者を代表する委員は河村委員に、そして使用者を代表する委員は西村委員にお願いしたいと考えておりますが、よろしいですか。

○河村委員 はい。

○西村委員 はい。

○佐藤部会長 では、よろしくをお願いいたします。専門部会の公開等については例年どおりで、議事録の確認については、労働者側は河村委員、使用者側は西村委員にお願いしましたので、本日の議事の進め方について、三者で協議を行いたいと思います。10分程度いただけたらと思います。

では、事務局で会場の準備をお願いいたします。

では10分程度、休会させていただきます。

[三者協議]

○佐藤部会長 それでは、再開したいと思います。今、三者協議で進め方についてお話をしたところであります。

議事の方、そのまま進めさせていただきます。議事の3番目の、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金に係る改正決定の必要性の審議についてです。その必要性の審議に入りたいと思いますが、事務局から本日配付していただいています各種資料についての説明をお願いいたします。

○市村賃金室長補佐 お配りしております資料を説明させていただく前に、特定最低賃金の改正決定の必要性に係る審議について、留意事項を4点説明させていただきます。

1点目は、鳥取地方最低賃金審議会においては、特定最低賃金の必要性の有無に関しましては、各業界の方を交えて議論を深めていく形が望ましく、事情に合うということか

ら、最低賃金法第25条第1項の規定による専門部会を設置して、その中で必要性の審議を行うこととしており、今年も専門部会を設置して審議を行うこととなります。

2点目は、必要性の有無につきましては、昭和57年の中央最低賃金審議会の答申の了解事項において、必要性の有無は新産業別最低賃金の設定の趣旨に鑑み全会一致の議決に至るよう努力するとされており、全会一致以外の運用が行われていないということでございます。要するに、関係労使の真摯な議論の上で、全会一致で結論を出していただく必要がございます。

3点目は、関係労使の申出に係る労働協約上の賃金の最も低い額が、当該特定最低賃金を上げることができる上限の額となります。

ただ今、上限額の説明を申し上げましたが、4点目として特定最低賃金の下限額について申し上げます。最低賃金法第16条において、決定又は改定される特定最低賃金額は、地域別最低賃金額を上回るものでなければならない旨定められています。よって、改正決定の必要性ありの決議に達した場合、本審で専門部会報告を行い、答申、諮問を経て、当該専門部会において金額審議を行うこととなりますが、金額は令和6年10月5日発効となる地域別最低賃金957円から1円以上の引上げを行うという御了解を頂いたということになりますので、御理解いただければと思います。

それでは、お配りしております資料により、申出以降の状況について簡単に説明させていただきます。

資料ナンバー2といたしまして審議会運営規程、資料ナンバー3といたしまして、専門部会運営規程がございます。

資料ナンバー4が鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定申出書（写）でございます。御覧のように、7月19日に申出がございまして、7月22日に受理したものでございます。申出は労働協約ケースでございます。申出において、労働協約による最も低い賃金額は時間額978円でございます。この申出を受けまして、資料ナンバー5のとおり、7月26日に鳥取労働局長から鳥取地方最低賃金審議会会長に改正決定の必要性の有無について諮問いたしました。

諮問の後、資料ナンバー7及び資料ナンバー8のとおり、時間額957円、令和6年10月5日発効で、鳥取県最低賃金額の改定が決定いたしました。以上でございます。

○佐藤部会長 ありがとうございます。ただ今、事務局から、改正の必要性を審議するに際しての四つの留意点についての説明がありました。

1点目は、専門部会を設置して審議を行うということで、現在専門部会を設置しているところでもあります。

2点目が専門部会での決定は全会一致の議決に至るように努力するということです。

3点目が労働協約の最低額が引き上げることのできる上限額ということで、地域別最低賃金と異なりまして上限額というものが設けられております。今年は、電機連合の鳥取地域協議会議長から申出がありました。上限額は978円ということですが、これがまず設定されている上限額となります。

4点目が改定される額が、地域別最低賃金額を上回るということなので、先日決定して10月5日発効の鳥取県最低賃金額は957円ということになります。ですから、仮に電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性ありとなった場合には改正額は958円以上ということになります。必要性ありとなった場合は958円から978円までの間の金額を決めるということになります。

もし、改正決定の必要性なしとなった場合は、この906円という現行の特定最低賃金額が地域別最低賃金の957円を下回ることから、この957円という地域別最低賃金が適用されるということになります。よろしいでしょうか。

この点について何か現時点で御意見、御質問等がありますでしょうか。

(なし)

○佐藤部会長 それでは、先ほど、三者で協議をしたところ、労働者側、使用者側に分かれて、この必要性の有無について、少し協議したいということでしたので、15分程度時間を取りたいと思います。

それでは、会場の御準備をお願いいたします。

では、15分程度休会したいと思います。

[各側協議]

○佐藤部会長 再開します。

では、改正の必要性についての審議となりますが、労使双方から御意見を述べていただきたいと思います。では、使用者側からお願いします。

○西村委員 すみません。最終的な審議に入る前に、もう1回少し公労使でお時間を頂戴したいのですけれどもよろしいですか。

○佐藤部会長 分かりました。では、申出がありましたので、公労使ということは三者での協議ということですか。

○西村委員 そうですね。

○佐藤部会長 三者協議は、時間はどれくらいを見ていただいていますか。

○西村委員 10分でよろしいです。

○佐藤部会長 それでは、事務局は場所の準備をお願いします。

10分休会します。

[三者協議]

○佐藤部会長 大変お待たせしました。三者で協議したところ、本日結論を出すのは難しいだろうということになりました。

次回もう一度審議をして、必要性の有無について結論を次回出すということにしたいと考えております。

その他のところでお話しすることだと思っておりますが、次回の日程ですが、第548回鳥取地方最低賃金審議会が今週の木曜日の9月12日17時からの開催予定ですが、これを30分遅らせて17時30分からとし、16時30分から第2回目のこの専門部会を行って、そこで必要性の有無について結論を出し、その後の本審の方で部会報告を行うということにしたいと思っておりますが、よろしいですか。

○河村委員 一つ確認をさせてください。本日その審議は難しいと言われている理由とか、背景とか教えていただきたいと思っております。

○佐藤部会長 では、西村委員お願いします。

○西村委員 はい、まず第1に、2年連続で最低賃金の引き上げ額の過去最高額を更新した今年957円という答申でしたが、これをベースに検討が始まるということで、過去に経験がない金額からのスタートであるという点がまず一点です。

これはもう決まったことですので、当然従うべきことではあるのですが、賃上げを望む情勢が非常に優位な状況の中でいろんな議論が進んでいるという背景があって、使用者側からすると、かなり状況として逆風な中での議論がこれまで続いていたと思っております。それで、結果的に957円という金額になったことについては、当然法令ですので従うのですが、もともと特定最低賃金というのが基幹労働者に適用されることになってはいるものの、実態として、基幹労働者以外の従業員の方への不公平感の解消であったり、モチベーション維持のために会社全体として業務に関係なく、この特定最低賃金というものを適用しているケースがほとんどなのではないかと思っております。例えば、実際に行っている業務が単純に最後の包装だけであったとしてもその方は地域別の最低賃

金額ですよと、そうではない業務の方は特定最低賃金額ですよ、というような運用がされている企業は多分ほとんどないのではないかと思いますので、この範疇に関わるという企業については全てすべからくこの高い方のという言い方がおかしいのかもしれませんが、現状で行くと高い方の金額が適用されるということではないかと思います。

それから、従来から自分の企業、自分の会社がこの特定最賃の適用なのかどうかという判定というのは、今まで多分自己申告でなされていたのではないかというふうに、判断、認識をしていますので、この点についても、もう少し検討がいるのではないかとの意見があります。第三者的に、自分の企業がこの特定最賃が適用されるのか、そうじゃないのかというところは恐らくですけれども、長年の業務の中でやっている業務自体が変わっている企業もあるのではないか、具体的に言いますと、例えば、電機の手企業があった時代にはその子会社として紛れもなく、これに該当する企業であったかもしれないですけれども、その大手企業がなくなった関係で、それまではその大手企業のグループの中の一員としてこの範疇に入っていたという認識があったところも、今の実態を見たら実はそれとは違ってきているのではないかというようなことの問題提起がありました。

あと、労働協約上の賃金の最も低い金額というものと乖離がやはり大きいという認識があります。

今回、906円というのが、実際決まっている昨年度の実績ではあるんですけども労働協約を見ると、最低額が978円でした。この乖離幅というのをどういうふうに理解するのかというところについて、もう少し整理がいるのではないかというようなお話もありまして、話がうまくまとまりませんが、必要性がありか、なしかというところも含めて、もう少し議論がしたいというところがありましたので、少しお時間をいただきましたということでございます。

○佐藤部会長 よろしいですか。何かありますか。他に、使用者側で何かおっしゃりたい方いらっしゃいますか。よろしいですか。

(なし)

○佐藤部会長 では、次回には結論を出すということできたいと思います。

改めまして、日程の方を申し上げますけれども、今週の木曜日9月12日の16時30分から、第2回専門部会を行いたいと思います。本審の方は、17時から予定しておりましたが、17時30分ぐらいをめぐりに始められたらと考えております。

また、次回御審議いただきたくお願いします。では、事務局にお返しします。

○中塚賃金室長 それでは、本日の審議を受けまして、第2回鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業専門部会を9月12日木曜日の16時半から開催させていただきます。急に決まったこともありまして、文書での通知は遅くなるということもあると思いますけれども、事前にメールでは皆様に流させていただきますので、よろしくお願いします。

○佐藤部会長 はい、ありがとうございます。では、本日の審議は以上で終了ということになりますので、また次回よろしくお願いいいたします。本日はありがとうございました。